

# 組合員各位

組合活動と令和3年2月役員会報告

本日の業者・・



令和3年2月19日金

秦野飲食店組合

組合長 川口浩太



●神奈川県は新型コロナウイルス感染症拡大の為政府より2度目の緊急事態宣言が1月7日～2月7日まで発令した。組合としても保障や対策、情報を速やかにお伝えし出来ること全力で取り組んでまいります

※組合活動や理事、役員会開催など組合情報などLINEでお知らせします

※組合の皆さんに  参加することをお願いします。

【※組合員様には常にスマホやホームページで情報をお知らせしていますので常に確認してください。】

## 2月の活動

2月4日・・三役会開催

緊急事態宣言 第5弾 1月7日～2月7日まで 午後8時までの営業 1日60,000円の協力金

緊急事態宣言 第6弾 2月8日～3月7日まで

組合事業も宣言中は中止

1, 2月の組合費は協力金が出ないお店は会費の免除となる

2月17日・・食協厚生委員会開催

## 今後の予定

食協の各委員の方は必ず(出席・欠席)を事務局まで連絡してください

2月24日・・食協役員改選にあたり第1回選考委員会の開催

伊勢原商工会館4F

2月25日・・食協総務委員会開催 秦野商工会議所 2.30分より

3月1日・・食協指導委員会開催 秦野商工会議所 2.30より

3月4日・・食協三役会開催 秦野商工会議所 2.30府より

3月15日・・食協総務委員会開催 秦野商工会議所 2.30分より



MV介護の広場

※3月組合役員会開催 令和3年3月19日<金> 秦野商工会議所3F

令和3年2月9日

秦野伊勢原食品衛生協会  
会長 川口 浩太  
(会長印省略)

緊急事態宣言延長に基づく協力要請について (依頼)

当協会の事業運営につきましては、日ごろから御協力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、標記のことについて、令和3年2月4日付けで公益社団法人 神奈川県食品衛生協会会長より別添のとおり依頼がありました。2月2日、政府は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を3月7日まで延長しました。これに伴い、神奈川県も、「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」を改定し、現在の措置を延長することとしました。

事業者の皆様への要請・働きかけ事項は、別紙「事業者の皆様へ」のとおりですので、貴関係者に周知をお願いいたします。

(要請の概要)

- ・引き続き飲食店等については、5時から20時までの営業時間短縮（酒類の提供は11時から19時まで）を要請します。
- ・人が集まり飲食につながる可能性がある施設に対しては、特措法によらない、5時から20時までの営業時間短縮（酒類の提供は11時から19時まで）の協力をお願いします。

● 新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル 0570-056774

音声案内につながります。

- (1) 感染の不安のある方、健康・医療に関すること、COCOA、濃厚接触者に関すること など
- (9) 協力金（第3弾）に関すること
- (8) 協力金（第4弾）に関すること
- (7) 協力金（第5弾）に関すること
- (2) 営業時間短縮要請に関すること、大規模イベント開催の事前相談に関すること
- (3) 経営相談に関すること
- (4) LINEコロナお知らせシステム及びその他

受付時間

- (1) 無給（24時間）
- (2) 平日、緊急事態宣言発出中の土日祝日（午前9時から午後5時）
- (9) (8) (7) (3) (4) 平日（午前9時から午後5時）

● 協力金（第5弾）

- ・ コールセンター 0570-055-200  
受付時間 月曜から金曜（祝日は除く）9時から17時

- ・ ホームページアドレス

[http://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/coronavirus/kyouryokukin\\_5th.html](http://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/coronavirus/kyouryokukin_5th.html)

